

社会福祉行政序説

小林 弘人

I 問題の所在¹⁾

70年代後半に入った日本社会の病理的現象としては、60年代から70年代前半にかけてとくに顕著にみられた「コントロールを失った欲望の肥大化現象」というものが、各方面共通の問題として取りあげられている。「社会福祉」の分野においてもこの例外ではないのである。すなわち、石油ショック後の日本経済の低成長状態の波及的効果の一つとして、国・地方公共団体は、財源確保に困窮している。かかる経済状況下での社会福祉行政は、かつてモンテスキューが、「人が貧乏なのは、働かないからである」とのべたような貧民觀にも支えられて、金の出しすぎ、物の与えすぎは好ましい状態ではないとして、施設作りや各種の福祉手当の拡大といった「カネの福祉」から、国民・住民参加による「心の福祉」への方向転換の必要性が強調され、社会福祉行政のあり方についての再検討が、今後の社会福祉行政分野での課題であると各方面で説かれている²⁾。しかしこのように社会福祉行政を方向転換すべき基盤は整っているのであろうか。換言すれば、国民・住民は、この転換によって、より充実した「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」(憲法25条)が、保障されるのであろうか。

従来の福祉行政は、ややもすれば「社会的弱者」をスケープ・ゴートにすることによって、「世論」の同情をあつめ、そして「政治」「行政」を動かして、当該問題を「改善」していくやり方が一つのタイプになっている³⁾。このような傾向がみられる背景としては、社会福祉についての法理論、法制度および法の解釈運用が、必ずしも国民・住民を中心としたものではなく、また社会福祉

2 社会福祉行政序説

施設の実態が対象者の需要に充分こたえているとはいえないことも一つの理由である⁴⁾。さらに、国民の社会福祉についての理解度（権利意識の問題）にも大きな問題が存する。

以上のようなことから判断して、私は現状ではこの方向転換にいささか疑問を感じるものである。

本稿は、「カネの福祉」から「こころの福祉」へといったキャッチフレーズにまどわされることなく、堀木訴訟という具体的な事例を参考にしながら、あるべき社会福祉行政を考える一つの視座を提示して、今後の研究課題とするものである。

Ⅱ 堀木訴訟事件の概要とその問題点

マッサージ業をいとなむ全盲の堀木マサさんは、夫と離婚後、昭和36年から月額2900円の障害福祉年金を受けながら、2人の子どもを養育していたが、昭和45年2月になって、児童扶養手当法（昭和37年1月施行）で「父親が死亡したり、生死が明らかでない場合と並び、離婚した場合でも児童扶養手当2100円が支給される」（4条）と規定されていることを知り、兵庫県知事に対し、当時中学3年の二男に児童扶養手当を支給して欲しいと申請した。ところが県側は、同年3月「同法4条3項3号には母親や養育者が公的年金を受けている場合、児童扶養手当は支給しないと定めてある。」として、申請を却下、つづいて堀木さんが行った異議申立も棄却したのである。

この処分に対して堀木さんは、県の処分の取消および同手当の受給権認定を求める訴を同年7月神戸地裁に提起したのである。訴の主たる理由としては、次の3点である。第1に児童扶養手当は、「児童の心身の健やかな成長に寄与するために支給される」（児童扶養手当法2条）ものであり、他方、障害福祉年金は、「傷害または廃疾を要件として、その個人に支給される」（国民年金法30条）ものであって、その支給目的はことなる。障害者である母親が年金を受けているかどうかで子どもを差別するのは、法の下の平等を規定する憲法14条

に違反する。第2点として、この処分は児童扶養手当が実質上児童に対して支給されるという趣旨を無視し、児童を個人として尊重していない（憲法13条違反）。第3点は、母子家庭で、しかも母親が障害者という二重の重荷を背負っている家庭から児童扶養手当の権利を奪うことは、生存権侵害である（憲法25条）。

この堀木さんの主張に対し、被告である県知事側は、「障害福祉年金は廃疾により所得能力を完全に失っていることに対して給付されている。一方、児童扶養手当は所得能力の減少による家計への影響を緩和するものである。両者とも、ぎりぎりの生活を保護する救貧的施策ではなく、その前の段階の防貧的施策だからいちじるしい不合理さえなければ給付額や支給要件は、行政の裁量事項である」と反論している。

一審判決は、「申請却下処分取消し」については堀木さんの主張をほぼ全面的にみとめて、「児童扶養手当法4条3項3号は、社会的身分による差別を禁じた憲法14条に違反し無効である」との判決を言い渡した⁵⁾。

この判決に対して、兵庫県知事は、「堀木さんの実情を考えると控訴は好ましくない。また、制度からみても併給をする方が望ましい」との見解を公表しながら、最終的には「国会の制定した法律が違憲とされるのは大問題である」との国の主張をいれて、法務大臣の指揮にしたがって控訴したのである。

なお、一審判決後、児童扶養手当と障害者福祉年金又は老齢福祉年金についてだけは併給をみとめる趣旨の法律改正がなされ、昭和48年10月1日から施行されている。

控訴審判決は、一審判決を取り消し、堀木さんの敗訴を言い渡した⁷⁾。この判決の特徴としては、次のような点を指摘しうる。まず、裁判所は、「違憲立法審査権の行使に当っては、慎重でなければならない」として、とくに「係争の法令条項が国民に対し権利、利益を賦与するようないわゆる給付行政に関するもので、立法府の立法裁量に属する事項……である場合、これを違憲であると判断するがためには、立法府が恣意によるなどして、判断を著しく誤り、その裁量権を逸脱し、憲法に違反することが明白な場合でなければならない。」と

4 社会福祉行政序説

している。第2に判決は、憲法25条の法的性格について、「本条は具体的現実的請求権ではないが、裁判規範として機能することまでも否定するものではない」とつぎのように述べている。「個々の国民は直接これにより、国に対し具体的、現実的な権利を有するものではない。国民の本条による具体的権利は、本条の規定の趣旨を実現するために制定される個々の法律によって、はじめて与えられるのである。……本条が国の責務を規定したいわゆるプログラム規定であることを否定し、国民は直接本条によって具体的現実的請求権を取得するものとは考えられない。もっとも右憲法の規定を国の責務を宣言したものと解しても、それがため憲法25条が裁判規範として機能することまでも否定するものではもちろんない。」判決は、以上のような基本的立場にもとづいて、一審の被告行政庁の主張をより明確にして、さらに新たな「プログラム説」の展開ともいえる憲法25条1項と2項を区別した解釈を採用しているのである。すなわち、「憲法25条1項は国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るよう國政を運用すべき國の責務を宣言したものであり、又同条2項は國民の社會生活水準の確保向上に努めるべき國の責務を宣言しているものであるが、……2項により國の行う施策は、個個的に取り上げてみた場合には、國民の社會生活水準の相對的な向上に寄与するものであれば足り、特定の施策がそれのみによつて健康で文化的な最低限度といふ絶對的な生活水準を確保するに足りるものである必要はなく、……また、本条第2項による國の責務の遂行には、当然に財政措置を伴うものであり、而も財政には制約があるから、國は國家財政、予算の配分との関連において、できる限り、社會生活水準の向上及び増進に努めればよく、それをもって同条項の規定の趣旨に十分合致するものと解すべきである。そして、國が右のような努力を続けることによつて、國民の社會生活水準が相對的に向上すれば、國民の最低限度に満たない生活から脱却する者が多くなるが、それでもなお最低限度の生活を維持し得ない者もあることは否定することはできないので、この落ちこぼれた者に対し、國は更に本条1項の『健康で文化的な最低生活の保障』といふ絶對的基準の確保を直接の目的とした施策をなすべき責務があるのである。すなわち、本条第2項は國の事前の積極的防貧

施策をなすべき努力義務のあることを、同第1項は第2項の防貧施策の実施にも拘らず、なお落ちこぼれた者に対し、国は事後的、補足的且つ個別的な救貧施策をなすべき責務のあることを各宣言したものであると解することができる。」と判断している。このように判決は、1項をもっぱら、「健康で文化的な最低限度の生活」という点に重点をおいた救貧施策である生活保護制度に関する規定であり、2項は防貧施策に関する根拠規定であると解するのである。したがって、1項については、朝日訴訟の最高裁判決⁸⁾を引用しつつ、一定の裁量の枠を越えれば違憲の問題が生ずるが、2項に関する制度については、憲法25条のプログラム性からいっても、違憲の問題を生ずる余地がないとしている。ただ、例外として、立法府の判断が恣意的なものであって、国民の生活水準を後退させることが明らかな施策をし、裁量権の行使を著しく誤り裁量の範囲を逸脱したような場合であれば、憲法25条2項に反することが明白となり、司法審査に服することになると解している。そして、障害福祉年金や児童扶養手当の制度は、2項に関する問題であり、併給を禁止するか否かは、立法政策の問題であって、立法府の裁量に任せられていると判断しているのである。さらに判決は、この併給禁止の合理的根拠として、次の3点を指摘している。1つは、障害福祉年金、児童扶養手当はいずれも母の稼得能力の低下、喪失に対応する給付であって、同1人に複数の稼得能力低下、喪失事由が発生しても、所得の低下・喪失の程度は必ずしも比例的に加重されるものではなく、併給をするとかえって特定の者に対してのみ二重三重の保障をすることになり、事故が重複していない者との間にかえって不均衡を生じ、全体的な公平を失すことになると判断していることである。2つは、障害福祉年金、児童扶養手当がいずれも無拠出制であって、費用は全額国庫負担であるから、限りある財源を効率よく公平に活用することが必要であり、かつ一般国民感情が未だ併給を当然視するまでにいたっていないと指摘する。3つは、年金・手当で不足があれば（生活困窮に陥った者）、生活保護制度によって保障をうければよいとする点である。

本稿は、この堀木訴訟の検討が主たる目的ではないので、この控訴審判決に

6　社会福祉行政序説

についてはその問題点とそれに対処する立場のみを指摘しておこう。まず、憲法25条をいかに考えるか、すなわち、25条の法的性格および1項と2項を分断して理解することの当否⁹⁾、第2は、憲法14条をいかに考えるか、第3は、憲法25条と14条との関連などが問題となるであろう¹⁰⁾。ここでは、結論のみをのべて論をすすめることにする。まず第1点については、具体的請求を内容とした法的権利であり、当然のことながら裁判規範としての機能を有し、1項と2項を分断することはできない。なぜなら、国家は国民をして、「健康で文化的な最低生活」、すなわち、人たるに値する生活を保障する義務を負っている。この義務を忠実に履行するためには、2項の存在が不可欠だからである。第2点の差別が許される場合は、民主主義の理念に照らして差別の理由が合理的である場合でなければならない¹¹⁾。本件の場合は、合理的理由が存するとは考えられない。第3の25条と14条との関係は、不可分の関係にあるといえる。なぜなら、元来生存権とは、だれでも人間として生まれてきた以上は、すべて平等に人間らしい生活が保障されねばならない。つまり憲法13条にい、「すべて国民は、個人として尊重され、生命、自由および幸福追求権について、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」ことが、その内容と考えてもよいであろう。この平等で人間らしい生活を実質的に実現していくためには国に対して社会保障などの給付を要求していく権利の存在が不可欠であるからである(平等権要求と生存権要求)。

III 参加権問題の基盤

上述の堀木訴訟控訴審判決にもみられるが、従来「生存権」に関連する裁判所による紛争処理の手順としては、まず「生存権」規定の性格がプログラム規定なのか法的権利であるかといった二者択一方式が採られる。そして、当該事例の基礎になる規定がプログラム規定であるとの認定がなされれば、当該事例は、「立法府あるいは行政府の裁量事項であって、原則として、司法府のコントロールにはなじまない」とされるのが通例であったといえよう。このこと

は、裁判所による自らの「裁判権不行使」ということをも意味する。この点について中村教授は、次のように指摘されている。「およそ国の最高法規としての憲法の規定は多かれ少なかれプログラム的性格ないし綱領的性格を有するものであり、とりわけ立法や行政による積極的活動に大きく依存する生存権にあっては、その綱領的性格が重要である。生存権の実現を立法府の裁量に委ねることは、まず第1次的には生存権の具体化を国民の代表者で構成される議会に委ねることであるとあって、そのことは福祉の後退を正当化する何らの根拠にもならないのである。また、生存権に対する裁判所のコントロールにはそもそも限界があるからこそ、福祉ないし社会保障への利害関係者の参加によるコントロールの問題が重要なのである」¹²⁾。中村教授の指摘をまつまでもなく、従来の社会保障・社会福祉権論は、「社会福祉」の権利の保障主体を当然のごとく、直接国家であるとしていたが、朝日訴訟事件を契機として、「労働者を中心とする利害関係者の集団的権利・自由」を基礎にして、国家の役割をあくまで補充的なものにとどめるべきであるとする「下からの社会保障権論」が強く主張されてきている¹³⁾。すなわち、「社会保障において社会保障を受ける者を単なる国家の施策の受動的な受益者の地位に陥れるのではなく、彼等を集団として構成することによって社会保障の自律的な主体としての地位を確保しようすることを目指す」¹⁴⁾ 動きである。要約するならば、社会保障行政における受益者の参加権の問題であるといえよう。

しかしながらわが国の現状の法制度の下においては、受益者が「社会福祉」の管理運営へ参加するための十分な保障があるとはいがたい。なるほど憲法は主権者たる国民が公務員を選定罷免することは、固有の権利である（15条）として、国民の政治参加をみとめ、かつ「損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項」に関して、請願する権利（16条）も保障している。しかしながら、これらの保障の実情は、「正常な心身の持主たる国民」に対する保障であって、「心身になんらかのハンディ・キャップを有する国民」の場合には、きびしい制約をうけている。たとえば、「障害者等」が選挙権という民主政の根幹をなす重要な基本権行使においては、昭

和49年の72国会において復活した「在宅投票制度」が採用されているが、その運用には問題が残っている¹⁵⁾。また、地方政治のレベルでは、「精神障害者的地方議会の傍聴席への入場禁止」規定が、若干の地方公共団体の規則にみられる¹⁶⁾。このことは、「精神障害者」の地方政治への参加を制度的に禁止する可能性があるし、法律が保障している「議会公開の原則」(地方自治法115条)にも抵触するおそれがある。またかかる措置は、「精神障害者」は危険であるという予断と偏見にもとづくものであり、本来、障害者への差別をなくする立場にある地方公共団体の議会や長がとるべき態度ではないといえよう。

さらに「社会福祉」行政の場においても、政治レベルの場合と同様、受益者の「参加制度」は不十分である。たとえば、厚生省には附属機関として、中央社会福祉審議会、身体障害者福祉審議会および中央児童福祉審議会が設置されているが、このうち身体障害者福祉審議会の場合のみ、雇用主、労働者および身体障害者のうちからも委員が任命されるしくみになっている（身体障害者福祉法7条3項）が、他の2審議会には要保護者や労働者代表が選出される制度的保障はない。さらに、心身障害者対策協議会の場合は、関係行政機関の職員と学識経験者だけで委員会は構成され、障害者や家族代表が含まれていない。「社会事業サービスを受ける権利」が、国民として当然の権利である以上、特定の人だけではなく広く国民の声を「社会保障行政」に反映させるためにも、審議会の構成員については再考する余地が残されている。また、人間らしい生活を保障するための生活保護法による厚生大臣の保護基準の設定にあたっては、諮問機関の定めもなく、いわんや要保護者の意見を聞くことなど考えられておらず、厚生大臣が一方的に設定しうるしくみになっている（法8条）。しかし、この、諮問機関としての審議会は、政府が法案をつくるために手続きとして利用するたんなる「トンネル機関」であるとの批判があり、また、その諮問機関の答申は法的には行政庁を拘束する効力は有さないという弱点もある。

このようにわが国の場合は、「社会福祉」行政のさまざまな計画から、決定の段階までは、ほとんど受益者が参加する途はないといってよいであろう。受益者の参加が保障されるのは、計画にもとづいて決定された「行政処分」につ

いて、対象受益者に不服がある場合になってからである。すなわち、これは救済保障制度という参加である。しかし、この救済制度においても、憲法25条の性格をプログラムであるとする法理論が、裁判所において有力な説として通用することになる。

この参加の問題は、受益者の権利意識との関連においても重要な意味を有する。これは、一般国民の福祉に対する理解の問題といつてもよいであろう。たとえば、精神薄弱児のための養護学校の建設の話が持ち上がれば、「養護学校の吹きだまりに住みたくない」といって当初建設に猛反対運動を行った都民の事例¹⁷⁾や県立養護学校に高等部を設けることについて、「事前に地元に相談がなかった」として、地元住民が高等部設置に反対している千葉県の事例¹⁸⁾、さらに川崎市のある公衆浴場では、「身体障害者」の人たちが、浴場主によって、「他の客の迷惑になる」として入浴を拒否される事件が発生している¹⁹⁾。その他埼玉県秩父市では、ベーチェット病施設建設問題で、地元秩父市住民が反対運動を行い建設中止にいたらしめたことなどもその例であろう²⁰⁾。とくに前二者の場合などは、養護学校が必要なことはみとめているが、それが近所に設置されることについて難色を示すのである。すなわち、「障害者を差別するのはよくない。人間はすべて平等でなければならない」と考えるのは、「障害者」が自分たち住民とは縁遠い存在である場合だけの一般論であって、「障害者」の存在が急に身近かなものになると、とたんに拒絶反応を示し、「障害者」を特殊・差別的扱いをしようとするのである。

また、現代の社会的状況の下では、「障害者」の人権や就職、結婚といった人生の大変な時点での将来性は暗い。「目にみえぬ社会的圧力」におびえかつわが子（障害児）の将来に対する不安もあって、子供の意思を無視する悲惨な事件もあとをたたない。たとえば、一流企業に勤めるエリート社員が、わが子の行く末を案じ、生まれたばかりの「障害児」を殺し、みずからも命を絶つという事例がある²¹⁾。この事例などは、民主主義の基礎にすえられるべき「個人の尊厳」（憲法13条）という観点からも非常に大きな問題であろう。さらに、堀木訴訟の控訴審判決において、裁判所は併給禁止規定を正当化ならしめるため

10　社会福祉行政序説

の合理的理由の1つとして、「国民感情」を持ち出し、間接的に国民の「社会保障」に対する理解の限界を指摘している。

このように「社会福祉」に対する一般国民の理解に問題があるかぎり、かりに制度上受益者の「参加権」が現状以上に保障されたとしても、「みせかけの参加」に終る可能性が非常に大きいといえよう。では、「みせかけの参加」に終らさないためにはどうすればよいであろうか。結論からいえば、「社会福祉教育」の充実ということがこの問題の解決にあたっては大きな意味をもつと考えられるが、即効薬的なものはないであろう。

しかし、1つの試みは提示しうる。それは地域に埋蔵されている巨大な福祉エネルギーを掘りおこし、組織化していく方法である。このような提案は、すでに昭和44年の東京都社会福祉審議会の「東京都におけるコミュニティ・ケアの進展について」という答申や翌年の中央社会福祉審議会による「コミュニティ形成と社会福祉」という答申にみられる。「従来の施設対象者をコミュニティの中で平等な住民として受け入れ、その生活圏を保障し、福祉の実現をコミュニティ全体の力と資源で援助し、専門施設を適切に位置づける努力」²²⁾を通じて、地域住民の社会連帯意識が高まり、福祉に対してより深い理解がえられるならば、この運動は民主主義の最良の学校を地域に築く重要な要因となるであろう。

兵庫県知事が、堀木訴訟原判決に対し、「盲目の障害者である堀木さんが、かよわい女手ひとつで子供を育てなければならない実情は、まことに同情にたえないものがあったとみとめ、法務省および厚生省に対して強硬に原判決に対しては控訴すべきではないし、したくないという県の意向をのべて善処方を迫ったが、『国会の議決を経て制定された法律が、違法との判決には控訴せざるをえない』との政府見解を覆えしえず、万やむを得ず、その指示に従わざるを得なかった」とのべているが、この場合でも、住民の障害者問題に対するより深い理解と堀木訴訟を支援するより強力な組織化がなされていたならば、「公選知事」あるいは国側にも控訴についての再考の余地の可能性がありえたであろう。たとえば、必ずしも同一問題として論じることはできないが、「原爆症

の認定患者」であるか否かで争われた事件について地裁で敗訴した国側が、控訴するか否かの判断時において、当時の三木首相の決断で控訴せずと決定した事例などがあるからである²³⁾.

IV　まとめ

日本国憲法が制定された頃の社会福祉は、経済的に貧しい人たちや生活するうえでハンディをもつ人たちを主たる対象として、それらの対象者たちに必要な金品やサービスを提供することによって、対象者の最低生活を保障することが主たる課題であったといえよう。ところが、今日では、国民の生活水準の向上や人口構造の老齢化、核家族化など経済社会情勢の変化にともない、国民の欲求は多様化し、高度化している。従来の経済的に最低生活を保障さえすればよいといった施策だけでは、この国民の多様な福祉ニードにこたえられなくなっている。

さらに、国民の90%が「自分は中流生活者である」と思い、60%が現在の生活に満足しているという調査結果が、内閣広報室によって昨年7月に発表されている²⁴⁾が、中流生活者意識が強ければ強いほど、現代社会の「予期せぬ事故」によって、その生活が維持できなくなった場合の苦痛は深刻である。その苦痛を少しでも軽くするためにも、やはり日常から、社会連帯や社会福祉への深い理解と配慮が必要となる。

国民の「健康で文化的な生活」を保障するのは、国の責務ではあるが（憲法25条）、国民はただ受動的受益者態度にとどまることなく、より積極的にこの「社会福祉」の政治・行政に参加することが必要である。代表民主制の「議会」をカバーし、司法のコントロールを補充するためにも、この参加は重要な意味をもつ²⁵⁾。武蔵野市や埼玉県富士見市などの住民によって、実践されつつある「新しい型の住民参加」の試みは、注意深く見守る価値がある²⁶⁾。また、外国の例であるため、ただちに日本に導入とはいいかないであろうが、昨年5月に制定された西ドイツ「行政手続法」に規定されている「計画確定手続」(Planfest-

tstellungsverfahren) の制度なども参加権の問題を考える場合参考になるであろう。

国民の社会福祉に対するより深い理解を基盤とした「参加権」が保障されるならば、「金」から「こころ」へと社会福祉行政を転換しようとする試みも意義を有することとなるであろう。

官僚主導型ではなくて、主体的な国民による「国民参加」の福祉行政と国民の福祉に対する理解とをいかに結合させ調整するかが、「最低生活の保障」だけではなく、その治療と予防についても注目されつつある社会福祉行政分野での1つの重要な課題といえよう。

〈注〉

- 1) 本稿は、大久保満彦博士古稀記念論文集『現代社会福祉学』(八千代出版)の末端に掲載させていただくために、準備をすすめていたものである。しかし、私のまったくの手落ちで掲載不可能となり、大久保博士に大変御迷惑をおかけしたのであるが、「社会学研究」に掲載することによって、お詫びにかえたいと思う。したがって内容は、昨年8月段階のものにはほとんど手を加えていない。

また、本稿は論文というよりはむしろ「研究ノート」的性格が強く、「社会福祉」の諸問題を考察する予備的作業といってよいであろう。とくに、「参加の問題」については、検討の余地が残されている。

なお、本稿では、社会福祉行政、あるいは社会保障というように使いわけているが別に他意はない。憲法25条にいう、社会福祉、社会保障および公衆衛生の三者を含んだ「社会行政」と解していただければよい。憲法学説では一応、「社会福祉」とは、ひろく国が生計の困難な者および肉体的に故障ある者に対して必要な救護を与え、その生存権を確保・向上させることをいい、「社会保障」とは、国が国民の生存を、公共扶助または社会保険により、確保することをいい、「公衆衛生」とは、国民の健康の保全および増進をいう（宮沢俊義「日本国憲法」266頁）とされているが、三者はすべて互いに関連があり、厳格に区別することは困難である。

- 2) たとえば、日本社会福祉学会においても『社会福祉学』17号において、特集一社会福祉をみなおすを組んで、「みなおし論」の検討がなされている。
- 3) 朝日訴訟事件がこの典型である。朝日訴訟事件については、野上・小林著『現代憲法問題』114頁以下。
- 4) 摂津訴訟などは、まさにこの施設の実態を国民に理解してもらう事例であろう。

- 東京地裁昭和51. 12. 13日判・判例時報834号15頁以下。
- 5) 神戸地判47. 9. 20判例時報678号19頁以下、なお受給権認定については、「行政庁が行政権を発動するに際して有する一次的判断の権限を侵害するものであるから三権分立の原則に反するものであって、現行法上許されない訴である。」として、却下している。
 - 6) 朝日・毎日朝刊 1972. 10. 12.
 - 7) 大阪高裁判昭和50. 11. 10、判例時報795号3頁以下。
 - 8) 昭和42. 5. 24民集21巻5号1043頁。
 - 9) 学説は、25条の1項と2項とを一体としてとらえているのが一般的である。たとえば、「註解日本国憲法」490頁。
 - 10) この控訴審判決については、「法律時報」48巻5号において、「堀木訴訟判決と社会保障の現状」という特集が組まれ、生存権の法的性格（中村）、防貧施策（河野）、外国の問題（角田）、財政（小沢）などの問題が検討されている。
 - 11) 最高裁判昭24. 6. 16、最高裁判昭28. 11. 25、最高裁判昭48. 4. 4などが参考になる。
 - 12) 中村睦男「生存権の法的性格」法律時報579号10頁。
 - 13) 中村睦男「権利としての福祉」ジュリスト537号44頁。
 - 14) 中村、前掲論文44頁、西谷敏「社会保障法における人間像」大阪市立大学法学雑誌19巻2号1頁。中村睦男「福祉問題」ジュリスト586号60頁。小林直樹「福祉社会への視座」ジュリスト537号21頁、中村睦男「歴史的・思想史的にみた『社会権』の再検討」法律時報43巻1号8頁。小川政亮「社会保障関係審議会」法と民主主義77号22頁。小倉襄二「福祉と市民運動」ジュリスト572号19頁。
 - 15) 札幌地裁小樽支部判昭49. 12. 9判例時報762号8頁。
佐藤英善「在宅投票制度違憲訴訟」ジュリスト59号53頁、山中善夫「投票所は月よりも遠し」法学セミナー237号98頁、今村成和「身体障害者と選挙権」ジュリスト552号70頁。
 - 16) たとえば、千葉県37年制定「千葉県議会傍聴規則」10条、東京都40年制定「東京都議会傍聴規則」8条および神奈川県25年制定「神奈川県議会傍聴取締規則」4条、朝日朝刊 1974. 10. 12. 参照。
 - 17) 朝日朝刊 1974. 6. 29.
 - 18) 朝日朝刊 1976. 6. 18.
 - 19) 朝日朝刊 1976. 10. 27.
 - 20) 読売朝刊 1976. 10. 21.
 - 21) 朝日夕刊 1976. 1. 28.
 - 22) 阿部志郎「地域福祉の展開と位置づけ」ジュリスト537号158頁。
 - 23) 每日朝刊 1976. 8. 11.
 - 24) 読売朝刊 1976. 7. 22. 每日朝刊 1976. 7. 11.

14 社会福祉行政序説

- 25) 後藤平吉氏は、参加について次のように説明されている。「社会福祉への住民参加という場合、それには、一、『福祉施策への住民参加』と、二、『福祉実践への住民参加』とがある。この両者は、互いに関連があるが、しかも原理的に異なるものがある。住民の社会福祉への参加は、ここにあげた福祉行政への実践面だけの参加、民間社会福祉事業やボランティアとしての実践面だけの参加にとどまることなく、一にあげた、施策策定面での参加を伴うものでなければならない。」と説かれているが、全く賛成である（『社会福祉学』17号10頁）。
- 26) 朝日朝刊 1976.10.30. および松下圭一「武蔵野市の経験」。